第２８号様式（第２２条関係）　　（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）廃止届

年　　月　　日

神奈川県鎌倉保健福祉事務所長　殿

管理者　住　　所

氏　　名

電　　話　（　　）　　－

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）を廃止したので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

病院・診療所	名　　称	
	所在地	電話（　　）　　―
廃止したエックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器	製作者名	
	型式、台数及び用途	
	廃止時における放射性同位元素の数量(Bq)	
	廃止の理由	
	廃止後の処分方法	
	廃止年月日	
廃止後のエックス線診療室（診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）使用室）の用途		